

被災された不動産業者(国土交通大臣免許・登録)のみなさまへ

1. 「宅地建物取引業者の免許、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者の登録の有効期間の延長」
○宅地建物取引士証、管理業務主任者証も対象となります。
2. 「変更の届出等の一定期間の猶予」

令和元年台風第19号による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

また、令和元年10月18日付け国土交通省告示第720号(以下「国土交通省告示」といいます。)により特例措置の対象となる具体的な特定権利利益、対象者及び延長後の有効期間の満了日が指定されました。

これらにより、宅地建物取引業法、マンション管理適正化法、住宅宿泊事業法、賃貸住宅管理業者登録規程及び不動産特定共同事業の関係では、一定の条件に該当する場合は以下の措置が講じられます。

1. 「宅地建物取引業者の免許、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者の登録、宅地建物取引士証及び管理業務主任者証の有効期間の延長」

特定被災地域内(※)の方を対象に、以下の特定権利利益(①～⑤)で、有効期間が令和元年10月10日以後に満了するもの※については、当該有効期間が自動的に令和2年3月31日まで延長されます。
※既に更新をされている場合などは原則、除かれます。

なお、特定被災地域以外の方についても、申し出により有効期間の延長が認められる場合があります。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
① 宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日
② 宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和2年3月31日
③ マンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日
④ 管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和2年3月31日
⑤ 賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日

(注) 免許等の更新手続きは忘れなく。

※「特定被災地域内」

令和元年台風第19号による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(令和元年10月18日現在)

- ・岩手県 6市 5町 3村
- ・宮城県 14市 20町 1村
- ・福島県 12市 26町 12村
- ・茨城県 20市 3町
- ・栃木県 11市 4町
- ・群馬県 11市 11町 4村
- ・埼玉県 21市 18町 1村
- ・東京都 6区 15市 3町 1村
- ・神奈川県 11市 7町 1村
- ・新潟県 3市
- ・山梨県 10市 6町 4村
- ・長野県 16市 14町 14村

・ 静岡県 1市 1町

※最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

Q 有効期間の延長に伴い、上記①～⑤の免許証等の再交付は行われるのですか？

A 原則として、免許証等の再交付はいたしません。
免許証等に記載されている有効期間について関係者に説明する場合には、国土交通省告示（官報PDF）や本用紙を提示してご説明ください。

2.「変更の届出等の一定期間の猶予」

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが今回の災害によるものであることが認められた場合には、令和2年1月31日までに履行すれば行政上及び刑事上の責任を問われません。

＝ 詳しい内容や手続については、各免許行政庁等の担当にお問い合わせください。 ＝